

# 社会福祉法人悠友会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠友会の役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 常勤役員とは役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

4 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 非常勤役員が理事会に出席したときは、会議出席日当（交通費含む）として5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の業務報酬等はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは会議出席日当（交通費含む）として5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の勤務報酬等はこれを支払わないものとする。

3 常勤役員が理事会及び評議員会に出席した場合、会議出席日当は支払わない。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 常勤役員が法人及び施設の運営のための業務を行う報酬として以下の報酬を支払う。

2 常勤役員に対する報酬は従事状況により以下の通りとする。

(但し、年間52週迄とする。)

|          |              |
|----------|--------------|
| 週1日従事の場合 | 月額120,000円以内 |
| 週2日従事の場合 | 月額240,000円以内 |
| 週3日従事の場合 | 月額360,000円以内 |
| 週4日従事の場合 | 月額480,000円以内 |
| 週5日従事の場合 | 月額600,000円以内 |

各役員の報酬額は、各役員の従事状況を勘案し、上記金額以内で理事会が決定する。

- 3 常勤役員は、週3日以上従事の場合、常勤者として社会保険加入対象とする。
- 4 役員・評議員には、賞与・退職金は支給しない。
- 5 非常勤理事が理事会（出席）以外の日に於いて、理事長の命を受け法人及び施設の運営の為に業務にあたった場合は勤務報酬として、日当（交通費含む）5,000円を支払うことができる。
- 6 評議員が評議員会（出席）以外の日に於いて、理事長の命を受け法人及び施設の運営の為に業務にあたった場合は勤務報酬として、日当（交通費含む）5,000円を支払うことができる。

（非常勤監事の報酬等）

第5条 非常勤監事が監事監査業務を行った場合、報酬として10,000円を支払うことができる。なお、同一日に開催された理事会及び評議員会に出席した場合であっても、これを支払わないものとする。

2 非常勤監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日に於いて、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、報酬として10,000円を支払うことができる。

（役員報酬等の精算）

第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。  
なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

（兼務役員）

第7条 施設長等の施設の職員を兼務する法人役員に、本規程は適用しない。

（改正）

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この役員報酬規程は、平成31年 1月 1日より施行する。